

ベトナム内販に於ける認証・登録サポート Circular No. 21/2017/TT-BCTが可能となりました。

ベトナムの市場へ投入する前の繊維製品を生産、輸入、販売する組織や個人は、Circular No. 21/2017/TT-BCTに従い適合要件を満たした上で、適合マーク（CRマーク）を製品に表示しなければなりません。試験はベトナムで認証を受けた試験機関で実施し、その機関が発行する適合証明書をもって、ベトナム商工省へ適合宣言書と共に提出し、登録を行います。

ホーチミンBOKENでは対象の試験項目を行うだけでなく、試験の手配からベトナム商工省への製品の認証登録までのトータルサポートを行います。

※Circular No. 21/2017/TT-BCTとは？

繊維製品に含まれるホルムアルデヒド及びアゾ着色料に由来する特定芳香族アミンの含有量に関する国家技術規則（施行日：2019年1月1日）



Circular No. 21/2017/TT-BCTの規制対象となるのは？

対象者 ベトナムの市場へ投入する前の繊維製品を生産、輸入、販売する組織や個人

試験項目 ホルムアルデヒド、特定芳香族アミン

対象製品の詳細

ベトナム市場で取引される前の繊維製品（繊維、織物、編物、不織布、コーティング生地、合成皮革、およびそれらの用途に応じた上述の製品から作る製品。又は同じ材料、製織技術、完成処理工程、および生産場所を有する他の繊維製品から作る製品。）

試験方法の種類（それぞれ料金、必要書類が異なります。）

- ・5法 (Method 5)- ベトナム国内での生産品に適用（工場監査を要件に含む）
- ・7法 (Method 7)- 輸入品に適用（それぞれCircular No. 21/2017/TT-BCTに規定）

上記の内容についてご不明な点等ございましたら、こちらまでお問い合わせください。

国内

東京試験センター テキスタイル1課
（担当：土山 駿太郎） e-mail: s-tsuchiyama@boken.or.jp

海外

ホーチミン試験センター

（担当：久保 良太（営業・技術担当）） **Mobile:090-9899-947（ベトナム）**
e-mail: r-kubo@boken.or.jp

（担当：Minh Tri（窓口担当）日本語可） **TEL: 028-3816-5170**
e-mail: viet-data@boken.or.jp